

民事裁判修習の現状と展望

民事裁判教官室

第1　はじめに

民事裁判修習の目的は、民事裁判実務に必要な基本的知識・能力を修習生に修得させることにあり、この基本的姿勢は、従前と変わりはない。ところで、近年の民事裁判実務においては大きな変化が起こっている。まず、民事訴訟を、テンポの速くなった現代社会の要請にかなうものとし、国民の利用しやすい紛争解決手段とするための実務上の工夫の実践が挙げられる。すなわち、裁判所及び当事者が早期に紛争の全体像を把握し、的確な争点整理を行って証明の対象となる事実を明確にし、これに焦点を当てた効率的な証拠調べをするため、弁論兼和解をし、集中証拠調べを積極的に実施する動きが広まっている。また、当事者に分かりやすい判決書を目指した新様式判決書が普及している。このような実務の状況をも背景として、平成10年1月1日からは、国民に利用しやすく、分かりやすい民事訴訟の実現を目標に全面的に改正された民訴法及び民訴規則が施行されることになっている。民事裁判修習においても、このようなめざましい民事裁判実務の変化の動向や立法上の変革を踏まえた修習指導をすることが必要とされている。加えて、司法修習生の著しい増加に伴い、平成6年4月に司法研修所が文京区湯島から新営なった埼玉県和光市に移転した。新庁舎には、各教室にAVシステムが整備され、模擬法廷教室、ラウンドテーブル教室等も設置されている。このような設備を有効に利用し、より充実した修習を実現するため、司法研修所におけるカリキュラムの実施方法を変えたものも少なくない。そこで、このような近年の動向をも踏まえて、以下に民事裁判修習の現状と展望について述べることとする。

第2 民事裁判修習の現状

- 1 民事裁判修習においては、修習生に対して民事裁判の基本的事項から理解させることを目的にしており、(1)要件事実、(2)事実認定、(3)訴訟運営に関する教育を、民事裁判修習における三本の柱と考えている。
 - (1) 第一に、民事訴訟において、裁判所は、原告の主張する一定の権利又は法律関係（訴訟物）の存否について判断しなければならないが、当事者の主張する権利の発生・障害・消滅などの法律効果の発生の有無を適切に判断するためには、法律効果の発生要件に該当する具体的な事実である要件事実とその主張立証責任についての正確な理解が求められる。この点についての能力を養うために、民事裁判修習において要件事実の修習をする必要がある。
 - (2) 第二に、民事裁判では、要件事実についての理解を基に的確に把握された争点について、適切に証拠を取捨選択し、正確に事実を認定することが要請される。この点についての能力を養うために、民事裁判修習において事実認定の修習をする必要があるが、この能力は、生きた事件に直接触れる実務修習で培われるものが大きい。
 - (3) 第三に、民事紛争が複雑化、多様化している現代社会において、当事者が裁判所に求めているものは、単に訴訟物についての判断を示すことにはどまるものではない。当事者は、裁判所に対し、民事紛争を適正・公平で迅速な手続により、早期にかつ抜本的に、妥当で現実的な解決を図ることを求めている。そして、前記の的確な争点整理及び集中証拠調べを実施し、また、適切な紛争解決を図るために、要件事実を指標とする的確な釈明権の行使、証拠の採否、取調べの時期及び順序、和解勧説など、適切な訴訟運営が不可欠であり、この点について、修習生に基本的な理解を得させることが必要である。この訴訟運営に関する修習についても、実務修習に負うところが大きい。

以上のような基本的な考え方方に従い、前期修習、実務修習及び後期修習

は、次のような内容で行われている。なお、以下のうち、前期修習についての説明は第51期前期（平成9年4月から同年7月）の、後期修習についての説明は第49期後期（平成8年11月から平成9年4月）の各カリキュラムに依拠している。

2 前期修習

前期修習は、実務修習への導入期の学習として位置づけられ、その指導目標は、修習生に対し、第一審訴訟手続を中心として、民事裁判実務の全般についての基本的な知識を修得させ、実務に即した理論を学ばせることにある。特に、民事裁判における訴訟手続の流れと要件事実及び事実認定の基本とを理解させるとともに、訴訟運営の重要性を認識させることに重点を置き、講義、演習、問題研究、判決起案、講演を実施し、民事弁護教官室と共同で模擬裁判を実施している。そのほかに、司法試験で民訴法を受験しなかった者（修習生の約半数）を対象に、民訴法の基本的な知識を付与するため、民訴セミナーを実施しており、全5回中3回を民事裁判教官室が担当して、実務で重要な基本的な事項全般の解説をしている。

(1) 講義1ないし8（計8単位）

講義1においては、民事裁判について概説的な説明をし、修習の方法、心構え、前期修習についてのガイダンスを行う。講義2ないし5においては、「新版民事訴訟第一審手続の解説」、「同別冊記録」及び「七訂民事判決起案の手引」を主教材として、民事第一審手続の概要について解説する。ここでは、審理の開始から判決の言渡しまでの、裁判所による期日外の釈明、弁論兼和解の活用と争点整理、集中証拠調べの実施など、最近の実務の動向を踏まえた訴訟運営に基づいて解説する。それとともに、ごく簡単な設例である「民事裁判講義参考事例」を題材として、民訴法の基本的事項と要件事実の基本的な考え方を解説し、訴訟物の把握と主張立証責任の理解並びに判決書における事実整理の要領等を説明する。講義6においては、これまでの修習を踏まえて、判決書の書き方を探り上げる。その中で、新様式による民事判決書の在り方についての共

同提言が出されるに至った経緯及び新様式判決の目指すところ、手控えやブロック・ダイアグラムの作成が充実した審理と的確な判決に必要不可欠であることなどについて解説する。講義7においては、新民訴法及び新民訴規則の概要を説明し、講義8においては、前期民事裁判修習の総括及び実務修習に対する心構えなどについて講義する。

ところで、民事事件の第一審手続を解説するための教材として、従来、別冊記録（昭和43年（ワ）第771号貸金請求事件）とこれに基づく「改訂民事訴訟第一審手続の解説」を使用してきたが、近年の実務の動向を取り入れ、平成5年11月に、新たに別冊記録（平成3年（ワ）第32号保証債務請求事件）及び「新版民事訴訟第一審手続の解説」を作成した。さらに、平成10年1月1日から新民訴法が施行されるのを機に、この別冊記録の事案を踏襲しながら、その事案をより基本的なものに改め（平成10年（ワ）第369号貸金請求事件）、新民訴法下の第一審手続を解説するためのものとして、「新版民事訴訟第一審手続の解説（全訂第一版）」を作成している。また、昭和63年に「七訂民事判決起案の手引」が刊行されたが、前記のとおり、その後の民事裁判実務の変化にはめざましいものがあること及び新民訴法が施行されることとなつたため、これらの実務の動向・立法の趣旨を踏まえて、「八訂民事判決起案の手引」を作成している。なお、実務において、新様式判決書は相当程度普及しているとみられるが、初めて民事判決の起案を試みる司法修習生には、いわゆる在来様式による判決書を一通り理解させる必要があり、そのためにも、修習生の基礎修習に必要不可欠な教材となることなどからも、現段階においては、手引を全面的に新様式判決によるものに改めることにはしていない。

(2) 民事模擬裁判（傍聴2単位、講評2単位、計4単位）

訴状陳述から判決言渡しまでの民事第一審手続の実際を理解させ、併せて、事実認定の研究をさせるため、民事裁判教官室が「新版民事訴訟第一審手続の解説」の「別冊記録」に基づいて作成したビデオ教材を、

各教室において再生し、修習生に傍聴させるという方法で、4月下旬ころに実施する。

模擬裁判の実施方法は、第47期までは、湯島庁舎の大講堂において、民事裁判教官、弁護士（司法研修所付の経験者）及び司法研修所職員が実演し、修習生がこれを傍聴するという方法を探っていたが、和光市の新庁舎に移った第48期及び第49期では、民事裁判教官・民事弁護所付らが模擬法廷において実演し、その映像を同時中継で各教室に放映し、修習生がこれを傍聴するという方法を探り、第50期以降は、前記のとおり、ビデオ教材を各教室において再生し、修習生に傍聴させるという方法に改めた。

模擬裁判は、2日間にわたり、初日には、第一回口頭弁論期日から口頭弁論終結時までのうち、裁判所の和解期日及び一部の合議場面を除いた部分を傍聴させ、修習生には、あらかじめアンケート用紙を配布し、傍聴終了後、各自の判断による判決主文、各争点についての心証、和解案、手続上の疑問点等を記入の上、提出させている。2日目には、前記除外部分と判決言渡期日の場面を傍聴させている。

両日とも、模擬裁判傍聴後、各クラスにおいて、民事裁判教官及び民事弁護教官の共同指導の下に、訴訟代理人の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮、和解、争点についての事実認定などについて研究させるとともに、修習生が傍聴中に抱いた疑問点及び裁判所と代理人との考え方の異同について、民事裁判教官と民事弁護教官とが対談の形式で解説する。

(3) 演習（即日起案1単位、講評1.5単位、計2.5単位）

演習は、民事訴訟における主張立証責任の構造及び要件事実の機能の基本を、簡単な事例を通じて具体的に理解させることを目的として、模擬裁判終了後間もなく実施される。この起案では、ごく基本的な事案について、当事者双方が述べる言い分から、請求の趣旨、請求原因及び抗弁等を摘示させた上、当該事件の訴訟物、主張整理の理由等を起案させる。

講評では、事例をどのような観点からどのような順序で検討すべきか

に始まり、訴訟物の特定、主要事実とそれ以外の事実との区別、否認と抗弁の区別といった基本的事項について理解を得させ、当該事件の主要な争点の所在を明確に認識させることに主眼を置いている。

なお、講評に際しては、修習生に対し、あらかじめ参考判例目録等を配布し、講評当日、民事裁判教官室が作成した参考ブロック・ダイアグラム及び参考起案を配布して、攻撃防御方法相互の関係、攻撃防御方法の要件事実及び事実の記載方法について理解を深めさせ、さらに起案に現れた問題点を分類整理したレジュメを配布する（これは、問題研究及び判決起案の講評でも同様である。）。参考ブロック・ダイアグラムは、第44期前期修習から配布されるようになったものである。

(4) 問題研究1、2（即日起案5単位、講評6単位、計11単位）

問題研究1は、5月上旬ころに実施され、演習と同様、当事者双方の述べる言い分から、請求の趣旨、請求原因及び抗弁等を摘示させた上、当該事件の訴訟物、主張整理の理由等を起案させる。

問題研究2は、前期修習における民事裁判の最後の起案として6月下旬ころに実施される。ここでは、事実整理のみならず、証拠の評価、理由の説示方法を含む判決起案の基本を理解修得させることを目的として、民事裁判教官室が訴訟記録を参考にして作成した記録に基づき、判決全文を起案させる。

問題研究2の講評は、各教官が事実整理を中心とする通常の2単位を実施した後、各クラスを2班に分け、各班ごとにセミナー形式による事実認定の研究をさせた。一つの班が民事裁判を受講している間、他の班は、刑事裁判の問題研究の講評を受講した。このようにクラスを2班に分けて行う研究は、少人数の特性をいかして修習生の積極的な発言を引き出し、修習生相互の討論により主体的に事実認定を学ばせようとする試みで、第47期前期修習から取り入れられたものである。

(5) 判決起案1、2（即日起案6単位、事前講義1単位、講評6単位、計13単位）

判決起案1は、5月下旬ころに実施され、第一審通常訴訟事件の記録のうち基本的な事項を問題とする修習記録を使用して、当事者の申立て・主張の整理とその理由の説明、判決主文とそれに至った理由の筋道について起案させる。第46期以降、判決起案1については、起案に先立ち、修習生に対し、その起案に必要な予備知識を付与する目的で、主要な紛争類型ごとに訴訟物と典型的な攻撃防御の構造を修習生向けに分かりやすく解説した講義資料（後述の紛争類型別の要件事実）を配布するとともに、判決起案の直前に教官がこの教材などを使用して、一般的な論点をあらかじめ概説する事前講義を実施し、これを踏まえて起案をさせる方法を採用した。なお、第47期後期修習からは、教官室作成のビデオを見ることによって事前講義を行うこととした。このように、事前講義、判決起案、講評という形式を探すことにより、修習生は、主要な紛争類型における訴訟物と典型的な攻撃防御の構造について基本知識を修得し、次いで、これを具体的な起案に適用するという作業の中で、効果的に応用力を養うことが可能となった。また、ビデオは、2人の教官による対談形式となっており、これを使用することにより、修習生に統一した基本的な知識を与えるとともに、他のクラスの教官の講義を聴く機会を与えることをも目的としている。

なお、民事裁判教官室では、修習生が要件事実を学習するための参考資料として、要件事実に関する逐条解説を中心とする「民事訴訟における要件事実第一巻（増補版・昭和61年3月刊）」及び「同第二巻（平成4年3月刊）」を刊行してきたが、その成果を生かして、主要な紛争類型ごとに訴訟物と典型的な攻撃防御の構造を修習生向けに分かりやすく解説した新しい教材を作成することを企画し、平成5年以降、「民事訴訟における攻撃防御の構造 紛争類型別の要件事実」と題し、「その1 所有権に基く不動産明渡訴訟」、「その2 不動産登記訴訟」、「その3 不動産引渡訴訟」、「その4 賃貸借契約の終了に基く不動産明渡訴訟」、「その5 讓受債権請求訴訟」、「その6 貸金返還請求訴訟及び保証債

務履行請求訴訟」を作成し、修習生に配布している。

判決起案2は、6月中旬に実施され、修習記録を題材に、請求の趣旨の記載、訴訟物の説明、当事者の主張の整理とその理由の説明、判決本文とそれに至った理由の筋道に加え、中心的争点についての事実認定を起案させる。事実認定については、証拠を挙示して述べることとするが、いわゆる在来様式による判決書の「理由」の形式による必要はないとしている。

(6) 講演（1単位）

前期、後期各1回ずつ、民事法学者などを講師に迎えて、大講堂において、民事裁判や民事法の諸問題などをテーマとする講演を実施しており、第51期前期は東北大学法学部の河野正憲教授を講師に迎え、「新民事訴訟法の理念とその実現」についての講演が行われた。

3 配属府における実務修習

実務修習は、司法修習の中心的位置を占めるものであり、修習生が、前期修習を基礎として、裁判所における裁判実務の全般にわたり、具体的な生きた事件の処理を通じて裁判官として必要な基本的知識を修得し、裁判所における裁判実務の実情について理解を得、裁判官としての在り方及び心構えを体得指導するよう目標としている。

修習生は、配属部の裁判官の指導を受け、判決起案のほか、口頭弁論の傍聴、事前準備、和解、期日外の証人尋問、検証などに立ち会い、裁判官の合議を傍聴するなどして、司法研修所における修習では学びにくい裁判の実情を直接理解することが期待される。そのほか、民事保全事件、民事執行事件についても、配属府の実情に応じて、傍聴、講義、見学その他適当な方法により、一般的、基本的知識を修得することが期待されている。また、裁判官以外の裁判所職員の事務についての講義、見学などを通じて、裁判所全体の機構と活動状況を理解することが求められ、特に、調査作成事務等の裁判所書記官事務についての実情を十分理解することが期待されている。

4 後期修習

後期修習は、各配属府における実情の違いから生ずる修習の不均衡を調整し、総合的な修習指導をして、その最後の仕上げを期することを目標としている。そのため、起案、問題研究を中心とし、特に、事案の見方、法律構成の妥当性、証拠の価値判断、それに基づく事実認定及び結論の妥当性、訴訟運営の在り方などについて考慮を払い、より高度の能力を養うよう指導することとしている。題材は、前期に使用したものとの重複を避け、内容もより高度のものを使用し、次のとおり、講義、問題研究、判決起案及び講演を実施するほか、民事弁護教官室と共同で、民事共通交互尋問を実施する。

(1) 講義 1, 2 (計2単位)

講義1においては、後期修習に当たっての心構えを説くほか、民事裁判実務修習についての感想や意見を聞いて、実務修習の在り方、審理充実方策等の検討資料の提供も受ける。講義2においては、最近の訴訟運営、在るべき訴訟運営等について意見交換をするとともに、最終講義として、法曹として実際に就くに当たっての基本的な心構えを説く。

(2) 問題研究 1, 2 (即日起案4単位、講評5単位、計9単位)

問題研究1は11月下旬ころ、問題研究2は1月中旬ころに実施され、それぞれ、当事者の言い分から、請求の趣旨を記載させ、訴訟物の説明をさせるとともに、事実を摘示させて、そのように主張を整理した理由を起案させ、講評を行う。

(3) 判決起案 1, 2 (即日起案6単位、事前講義1単位、講評6単位、計13単位)

起案1は12月中旬ころ、起案2は2月上旬ころに実施され、修習記録を題材として、当事者の申立て・主張の整理とその理由の説明、判決主文とそれに至った理由の筋道及び主要な争点についての事実認定を起案させる。

なお、起案1については、前期と同様、修習生に対し、起案に必要な

予備知識を付与するため、教官室作成のビデオを見せる方法による事前講義を行う。講評においては、まず、各教官が事実整理を中心とした通常の起案講評を行い、次いで、各クラスを2班に分け、班ごとのセミナー形式により、主要な争点について修習生を主体とする事実認定の研究をさせる。一つの班が受講している間、他の班は他の教科の講義を受講することとなる。

(4) 民事裁判研究（即日起案3単位、講評2単位、計5単位）

民事裁判研究は、12月下旬ころに実施され、修習記録を題材として、請求の趣旨、訴訟物及び事実整理について起案させるほか、早期に紛争の実態を反映した争点整理をめざす訴訟運営の在り方を理解させ修得させるために、主要な争点とそれが主要な争点となる理由並びに記録に現れた訴訟運営上の問題点とその理由についても起案させる。そして、修習生の記憶の新しいうちに講評を実施して修習効果を高めるために、起案にできるだけ接着した時期に講評を実施することを試みている。

(5) 講演（1単位）

第49期後期では、東京大学の伊藤真教授を講師に迎え、「新民訴法の意義と運用」についての講演が行われた。

第3 民事裁判修習の展望

1 以上のとおり、最近の民事裁判修習においては、すべての修習生が段階的にその実務能力を修得し高めることができるよう、カリキュラム及びその実施方法に工夫をこらし、教材の整備配布及び新しい設備機器の活用に努めている。

ところで、修習生の中には民訴法を全く学んだことのない者もかなり含まれているため、特に、前期修習においては、その基本的知識の付与に始まり、民事訴訟手続の流れ、要件事実についての考え方、事実認定の方法、訴訟運営の在り方、最終的な民事紛争の解決の在り方に至るまで、民事裁判修習の三本の柱を中心として、ステップ・バイ・ステップで学び、実務

修習に臨む前提を一応整えられるようにしており、この方式はかなりの効果を上げていると思われる。しかし、このことは、前期の民事裁判修習においては、民事裁判に関する実務修習にとどまらず、いわばその前提ともいるべき大学教育の補完にかなりの時間と労力を費やしていることになる。この傾向は、最近の法曹人口増加の要請の動きを反映した修習生の急激な増加と若年者の増大により、一層拍車がかかることではないかと予想される。加えて、最近の修習生は、法的思考能力をかん養するのに必要な体系的学習方法を身につけている者が少なく、例えば、要件事実を自分で考えずに、教材に書かれている結論だけを覚えようとする風潮が見受けられるなど、要件事実の教育の在り方をはじめ、民事裁判修習の在り方全般についても検討を加えていく必要があるよう思われる。

2 さて、近年、我が国の社会の高度化、複雑多様化、国際化に伴い、法曹に対する社会のニーズは、予防法学的活動、紛争の訴訟外での解決など、多様な分野に及ぶようになってきており、法曹養成制度もこれに応えるものであることが求められている。そして、このような幅広い法的ニーズに応えるためには、法曹人口の一層の増大が必要であるとの観点から、修習生1000人体制が、司法試験制度の改革と一体の問題として、今喫緊の課題となっている。当然のことながら、この問題は、法曹養成機関である司法研修所における修習の在り方並びに実務修習の在り方に直接影響を及ぼすものであり、司法研修所における民事裁判修習のカリキュラムとその実施方法並びに実務修習の内容及び方法に大きな影響をもたらすであろう。

また、新民訴法の下において民事裁判が十分に機能し、その効果を發揮し、民事裁判に対する国民の、そして国際的な信頼を勝ち得るために、その精神を十分に理解した法曹により、その精神にのっとって実務が実践されることが求められよう。この意味でも、実務修習の第一歩である民事裁判修習の在り方が問われることになろう。

3 そこで、今求められている多様な分野の法的ニーズに対応することのできる新しい法曹の養成を視野に入れ、司法研修所の民事裁判修習を考える

と、まず、現在司法試験制度改革の中で論議されている試験科目の両訴必須化が実現されれば、司法研修所の前期カリキュラムは、最初から実務家養成のため極めて充実したものとなるであろう。

さらに、法曹にとって共通に求められる基本的知識と汎用的技法をより効果的・効率的に修得できるようにするために、研修体制に一層の工夫をすべきものと考える。例えば、模擬裁判、交互尋問などのいくつかの民事裁判、民事弁護の共通カリキュラムが修習生に大きなインパクトを与え、効果を上げていることを参考にして、このようなカリキュラムを更に拡充することが考えられる。また、場合によっては、いくつかの基本的、典型的な類型の事件につき両科目で共通の修習記録を使用して、民事裁判、民事弁護それぞれの起案をさせ、講評を加えるというようにすれば、一つの記録で立体的な修習ができ、修習生の理解も深まるであろう。

教材についても、既述の「紛争類型別の要件事実」を更に豊富にし充実発展させること、事前講義及び起案直後の講評、配付資料の充実等々、更に工夫を重ねて充実した修習を実現することが期待されるし、ビデオ教材を整えその活用を図ることなども考えられよう。

これまでの民事裁判修習は、幾多の先人の努力と工夫により、その使命を十分に果たしてきたが、前記のような法曹に対する社会のニーズの変化から、司法研修所における民事裁判修習の在り方についても、引き続き様々な観点から検討を加えていく必要があると考えられる。